

杉並区建築物再生可能エネルギー利用促進区域内における説明義務の対象となる建築物の用途及び建築の規模を定める条例

令和7年3月19日

条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第63条第1項の規定に基づき、建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物に設置することができる再生可能エネルギー利用設備に係る建築主に対する建築士の説明義務の対象となる建築物の用途及び建築の規模を定めるものとする。

(建築士が説明を要する建築物の用途)

第2条 法第63条第1項に規定する条例で定める建築物の用途は、法第20条第2号及び第3号に掲げる建築物の用途以外のものとする。

(建築士が説明を要する建築物の建築の規模)

第3条 法第63条第1項に規定する条例で定める建築物の建築の規模は、当該建築に係る部分の床面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号の規定に基づく床面積という。）の合計が10平方メートルを超えるものとする。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。